

第 8 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和3年3月16日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和3年3月16日(火曜日)

午前9時58分開議
午前10時57分休憩
午前11時1分開議
午後0時16分閉会

委員 大平 雄一
委員 池永 幸生
委員 南部 隼平

欠席委員(なし)

議長 池田 和貴
委員外議員(なし)

本日の会議に付した事件

議案第44号 令和3年度熊本県一般会計予算

議案第53号 令和3年度熊本県林業改善資金特別会計予算

議案第54号 令和3年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

議案第84号 熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例の制定について

議案第85号 熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について

②“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について

③新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について

令和2年度農林水産常任委員会における取組の成果について

出席委員(8人)

委員長 田代 国広
副委員長 吉田 孝平
委員 前川 收
委員 磯田 毅
委員 濱田 大造

説明のため出席した者

農林水産部

部長 竹内 信義

政策審議監

兼団体支援課長 千田 真寿

生産経営局長 下田 安幸

農村振興局長 久保田 修

森林局長 古賀 英雄

水産局長 山田 雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊 泰浩

流通アグリビジネス課長 深川 元樹

農業技術課長 酒瀬川 美鈴

首席審議員

兼農産園芸課長 井上 克浩

政策監 徳永 浩美

畜産課長 上村 佳朗

農地・担い手支援課長 楮本 亮治

農村計画課長 渡辺 昌明

農地整備課長 清藤 浩文

むらづくり課長 後藤 雅彦

技術管理課長 田島 宏

森林整備課長 笹木 征道

林業振興課長 山下 裕史

森林保全課長 大岩 禎一

水産振興課長 中原 康智

漁港漁場整備課長 緒方 誠

農業研究センター所長 山下 浩次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 門垣 文輝

政務調査課主幹 近藤 隆志

午前9時58分開議

○田代国広委員長 おはようございます。ただいまから第8回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

なお、2月の先議の委員会と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、次第の2に記載のとおり、執行部を前半と後半の2つのグループに分けて、それぞれのグループごとに執行部の説明及び質疑を行い、全ての質疑が終了した後に採決を行いますので、よろしくお願いたします。

また、マスコミ等の入室についても、先議の委員会に引き続き一部制限しており、これに対処するため、パソコンで視聴できるよう、庁内に配信しておりますので、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに少し近づいて、明瞭に発言いただけますようお願いいたします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、竹内農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、竹内農林総務部長。

○竹内農林水産部長 今定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、1点御報告させていただきます。

先週金曜日、12日に、農林水産省が都道府県別の令和元年の農業産出額と生産農業所得を公表いたしました。県議会の力強い御支援の下、稼げる農林水産業に取り組んでまいり

ました結果、本県の農業産出額は、6年連続で全国第6位、生産農業所得は、前年から順位を1つ上げ、全国第4位となりました。この結果におごることなく、引き続き、本県農林水産業の発展に向け邁進してまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案等の概要を御説明いたします。

後議分といたしまして、予算関係3件、条例等関係2件を提案しております。

まず、令和3年度当初予算についてです。

今回の予算は、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの創造的復興、新型コロナウイルス感染症への対応に加え、世界と戦えるくまもと農林水産業という4つの柱の下に、将来を見据え、熊本のさらなる発展に向けて必要な事業を計上いたしております。

この結果、一般会計と特別会計を合わせた総額は、768億円余となります。

それでは、4つの柱に沿いまして、主なものを御説明いたします。

1点目の令和2年7月豪雨災害からの創造的復興につきましては、今月2日の復旧・復興本部会議で決定されました緑の流域治水の推進と復旧・復興に向けた重点10項目に基づきまして、治山、砂防による山の再生、強化、農林水産基盤の復旧などに全力で取り組むこととしております。

また、間伐や林道、森林作業道等の改良、復旧や農業用ダムの洪水調節機能の強化、被災地域の農林水産物の販路確保支援や球磨川流域の水産資源回復などの取組も進めることといたしております。

2点目の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、感染症拡大や長期化にも負けることなく、農林漁業者の方々が安心して経営を継続できるよう、引き続き資金繰り対策を講じますとともに、ブランド戦略等の消費喚起、販路拡大に向けた取組も切れ目なく進めてまいります。

3点目の平成28年熊本地震からの創造的復

興につきましては、復旧、復興の総仕上げに向け、大切畑ダムや山地崩壊の復旧にしっかりと取り組んでまいります。

そして、4点目の世界と戦えるくまもと農林水産業の実現に向けましては、収益性の高い次世代型農林水産業の先進県を目指し、スマート農林水産業を推進してまいります。

また、多様な「人材」を本県の農林水産業を支える宝と捉え、農業経営資産の円滑な継承に向けた仕組みの構築や、パートナーとして活躍が期待される外国人材への学びの場などの提供、漁業体験から漁業者育成までのワンストップ支援などに取り組んでまいります。

さらに、地方創生を推進する観点から、農業、雇用、生活の拠点となり、国内外の人たちが憧れ、住みたいと思うようなスーパー中山間地域の創生を目指してまいります。

そのほか、鳥獣被害防止、畜産防疫体制強化など、喫緊の課題にもしっかりと取り組んでまいります。

次に、条例等関係につきましては、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例など2件の条例案件を提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

加えまして、その他報告事項といたしまして、新しいくまもと創造に向けた基本方針及び第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、緑の流域治水の推進と復旧・復興に向けた重点10項目及び新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響についての3件を御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の農林水産常任委員会説明資料（令和3年度当初予算及び条例等関係）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算総括表でございます。

部長の総括説明にもございましたとおり、令和3年度当初予算は、(A)の欄、一般会計の合計で759億1,400万円余、特別会計の合計で9億6,700万円余、総額は、一番下の欄のとおり、768億8,100万円余となっております。

予算の詳細につきましては、主なものについて順次各課から御説明申し上げますが、先議と同様、説明欄の事業の後ろに、令和2年7月豪雨災害からの復旧、復興に関する施策につきましては四角囲みで7月豪雨、新型コロナウイルス感染症に対応する施策につきましてはコロナ対策、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策として実施する施策につきましては強靱化、熊本地震からの復旧、復興に関する施策につきましては熊本地震と、それぞれ施策の種類を記載しております。また、当該予算の一部がそれぞれに該当する場合は、後ろに括弧書きで一部とするとともに、新規の事業につきましてはマル新と記載しております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課の予算でございます。

2段目の職員給与費につきましては、現在配置しております職員数に基づき計上しております。

以後、このような職員給与費が度々出てまいります。全て同様でございますので、各課の分も含めまして、説明は省略させていただきます。

最下段の農政企画推進費につきましては、3ページをお願いいたします。

一番上の段の説明欄3、グローバル農業交流推進事業は、農業分野におけるバリ州をはじめとした海外との技術交流等に要する経費

です。

2段目の農業公園費の説明欄1、農業公園運営事業は、熊本県農業公園の指定管理に要する経費でございます。

2の農業公園施設改修は、新規事業で、開園から約30年が経過し、老朽化が進展する農業公園の施設改修に要する経費です。

農林水産政策課は以上です。

○千田団体支援課長 団体支援課でございます。

資料、4ページをお願いいたします。

4ページの下の段の農業近代化資金等助成費は、説明欄1の農業経営の近代化に必要な施設整備等のための資金と2の営農負債を借り換えるための資金に対する利子補給でございます。

5ページをお願いいたします。

1段目は、ただいまの2つの資金の利子補給について、償還期間中の債務負担行為の設定になります。

6ページ、上段の農畜産特別資金助成費は、家畜農家の経営改善のための借換資金等に係る利子補給費助成でございます。

中段の認定農業者等育成資金助成費については、説明欄の2の認定農業者に低利の運転資金を融資するための貸付原資を預託するものなどがございます。

7ページをお願いいたします。

説明欄5と6は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化、または、7月豪雨により被災した農業者が、今後の経営に支障を来さないよう、令和3年度も引き続き金融支援策を実施するものがございます。

8ページ、1段目の国庫支出金返納金は、農業改良資金の令和2年度償還金見込額のうち、国庫補助金見合い分を返納するものがございます。

9ページをお願いいたします。

下段の林業金融対策費は、説明欄の(1)か

ら次の10ページの(6)まで、森林組合、椎茸農協や樹芸農協等の多様な資金需要に対応できるよう金融機関に貸付原資を預託するものがございます。

10ページ、説明欄2、新型コロナウイルス対策経営安定資金(林業)及び3、令和2年7月豪雨被害対策資金(林業)は、先ほどの農業と同様、令和3年度も引き続き金融支援策を実施するものがございます。

11ページをお願いいたします。

下段の水産業協同組合指導費のうち、説明欄の3、赤潮特約掛金補助と5、漁業共済加入促進支援事業は、漁業共済の加入促進のために、共済掛金の一部を助成するものがございます。

12ページ、1段目の説明欄6は、新規事業で、小規模漁協に対し、今後10年間の経営分析を示し、漁協の体制整備を支援するための経費でございます。

2段目の漁業近代化資金金融通対策費は、説明欄のとおり、漁船リースなど漁業経営の近代化を図るための資金に係る利子補給を行うもので、その下の段は、その利子補給について、償還期間中の債務負担行為を設定するものがございます。

下段の金融対策費のうち、説明欄2は、(1)は、県海水養殖漁協に、次の13ページ、(2)は、県漁連に対し事業運営に必要な資金を融資するため、金融機関へ貸付原資を預託するものがございます。

13ページ、説明欄の3は、中小漁業者の経営改善のため、借換資金に係る利子補給でございます。

5の新型コロナウイルス対策経営安定資金(漁業)及び6、令和2年7月豪雨被害対策資金(漁業)は、先ほどの農業、林業と同様、令和3年度も引き続き金融支援策を実施するものがございます。

14ページ、1段目は、先ほどの13ページ、説明欄の3の利子補給につきまして、償還期

間に係る債務負担行為の設定をするものでございます。

15ページをお願いいたします。

林業改善資金特別会計でございます。

3段目の林業・木材産業改善資金貸付金は、説明欄のとおり、林業者及び木材事業者の経営改善等を支援するため、貸し付ける無利子の資金でございます。

最下段の木材産業等高度化推進資金貸付金の説明欄1は、林業関係団体等が経営の合理化等のために必要な運転資金を低利で融資するため、貸付原資を金融機関に預託するものでございます。

説明欄2は、木材産業等高度化推進資金の貸付原資の2分の1を農林漁業信用基金から県が借り入れておりますので、借入期間満了により返済するものでございます。

16ページを飛ばしまして、17ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計です。

2段目の沿岸漁業改善資金貸付金は、説明欄のとおり、近代的な漁業技術の導入等に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございます。

団体支援課は以上でございます。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

18ページをお願いいたします。

上から4段目、農産物流通総合対策費の説明欄2、地域未来モデル事業につきましては、農林水産分野における企業等の先進的な設備投資に対する助成で、令和2年度は、ハード事業5件、ソフト事業1件の約2億9,000万円を助成いたしました。令和3年度もほぼ同程度の助成を予定しております。

19ページをお願いいたします。

一番上の段の説明欄3、6次産業化総合支援強化事業ですが、これは、6次産業化に取り組む事業者の商品開発、販売等に要する経

費を助成するもので、加工販売施設等のハード整備に対する支援やソフト支援を実施してまいります。

4、農産物等セールス強化事業は、県産農林水産物の販売促進のための経費ですが、新規事業として、4月に開業するアミュプラザくまもとでの県産食材のマルシェ開催を支援し、JR熊本駅ビル開業効果を活用した県産品の認知度向上に取り組みます。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、くまもとの6次産業化総合対策事業国庫返納金ですが、先議でも御説明したとおり、補助金で整備した施設の財産処分に係る国庫返納金について、10回の分割払いで返納するものでございます。

20ページ、ブランド確立・販路対策費の説明欄3、くまもと県産農産物ネットワーク構築事業は、新規事業でございます。県内各地の直売所間の連携を強化することで、県産農産物の物流ネットワークの構築を目指す事業です。

4、球磨川流域農林水産物販路確保支援事業も新規事業となります。これは、7月豪雨対策として、球磨川流域における県産農林水産物の販路を確保するため、球磨川流域の生産者等と熊本市など都市部の量販店、直売所とのマッチングを支援するものです。

これら2つの新規事業は、いずれも今年度実施いたしました被災地直売所等の支援事業を進める中で、直売所の連携強化を求める声や、出荷先が被災した場合の出荷先確保が大変重要ということで事業化をしたものです。

次に、下から2段目の新しい農業の担い手育成費の説明欄、企業の農業参入トータルサポート事業につきましては、農業参入企業の誘致のための経費ですが、7月豪雨からの速やかな復旧、復興を目指す被災地への農業参入企業に対しては、新たに球磨川流域復興枠を設け、補助率を3分の1から2分の1に引き上げることとしております。

流通アグリビジネス課は以上です。

○酒瀬川農業技術課長 農業技術課でございます。

21ページをお願いします。

最下段の農業改良普及管理運営費の説明欄1、協同農業普及事業は、各地域振興局農業普及・振興課等の運営及び普及職員の現地での活動や調査研究等に要する経費でございます。

22ページ、1段目の農業改良普及推進費の説明欄1、スマート農業導入加速化事業は、スマート農業の推進を図るため、土地利用型農業での作業一貫体系の技術の構築や中山間地域で導入可能な技術の実証、また、県内農業高校と連携して、学生への技術の周知などを図るために要する経費でございます。

2の次世代につなぐ営農体系の確立支援事業は、スマート農業技術の導入を検討する地域の協議会に対する助成でございます。

23ページをお願いします。

4段目の土壌保全対策事業費の説明欄1、環境保全型農業直接支払事業は、農薬と化学肥料を5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対する助成でございます。

2の地下水と土を育む農業総合推進事業は、地下水と土を育む農業を推進するための県民運動の展開やグリーン農業の推進などに要する経費でございます。

24ページ、3の農業生産工程管理(GAP)導入促進事業は、県版GAP及び国際水準GAPの取組の拡大や認証取得の支援等に要する経費でございます。

4段目の病虫害発生予察事業費は、病虫害防除所における病虫害の発生予察や海外から侵入するおそれのある病虫害の調査等に要する経費でございます。

25ページをお願いします。

このページから29ページにかけては、

農業研究センターの予算でございます。

2段目の管理運営費は、農業研究センター本部及び各研究所の管理運営や改修工事等に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

最下段の試験研究費の説明欄1は、耕種部門の作物、野菜、花卉などの栽培技術等の研究に要する経費で、次のページ、2、外部資金試験研究費は、国立研究開発法人農研機構等からの受託による共同研究に要する経費でございます。

29ページをお願いします。

2段目の試験研究費は、畜産部門における家畜の飼養管理や草地管理等の研究に要する経費でございます。

農業技術課は以上です。

○井上農産園芸課長 農産園芸課でございます。

30ページをお願いいたします。

4段目、新しい農業の担い手育成費、説明欄のくまもと農業人財総結集支援事業です。

農業分野での人手不足を解消するため、多様な人材、外国人材、新型コロナウイルス感染症の影響による失業者、潜在的労働者、障害者等を農業現場にマッチングする仕組みの構築に対する助成です。JA熊本中央会を中心にしたマッチングの仕組みづくりや特定技能外国人材への生活環境支援などを行います。

最下段の農産物対策推進事業費、説明欄1、経営所得安定対策等推進事業です。

経営所得安定対策などの農業者への制度周知や作付確認などを行う市町村等に対する助成で、主食用米からの転換を進める事業です。

31ページをお願いいたします。

3段目、米麦等品質改善対策事業費、説明欄の1、くまさんの輝き拡大戦略事業です。新規事業です。

県育成水稻新品種「くまさんの輝き」の生産拡大、販路拡大、PRなどに対する助成です。「くまさんの輝き」を本県のリーディング品種と位置づけ、栽培面積1,000ヘクタールの達成と食味ランキングでの特Aの獲得、消費者への認知度向上を目指します。

4、くまもとの米・麦・大豆魅力発信・競争力強化事業です。

県産の米、麦、大豆の生産振興、販売力強化、消費拡大対策に要する経費及び各対策を推進する農業団体に対する助成です。実需者が求める生産産地情報を発信し、消費地へ熊本産の浸透定着を図るものです。

下のページをお願いします。

1段目、6、くまもとの米新産地育成戦略事業です。

中食、外食、輸出用米の産地育成に要する経費及び飼料用米、米粉用米、多収穫米などの各対策を推進する農業団体に対する助成です。

2段目、畑作振興対策費、説明欄、地域特産物産地づくり支援対策事業です。

地域特産物の産地づくりに必要な機械、施設などの整備や推進活動に対する助成です。お茶、たばこ、薬用作物などの実証展示圃の設置や共同利用機械、施設整備などを支援いたします。

最下段、い業振興対策費、説明欄1、くまもと豊表価格安定対策事業です。

イグサの経営安定を図るための価格安定に要する経費です。国の豊表価格安定制度が、豊表の価格帯によって4段階の定額補填となっており、価格によって補填率が大きく変動することから、補填率を平準化する事業です。

33ページをお願いします。

1段目、3、いぐさ・豊表生産体制強化支援対策事業です。

イグサ豊表の生産力の向上及び省力化などを進めるために必要な機械の導入に対する助

成です。昨年度に続き、カセット式移植機、苗処理機カセットの導入に支援いたします。

2段目、野菜振興対策費、説明欄の5、「ゆうべに」生産拡大事業です。

県育成イチゴ品種「ゆうべに」の栽培面積拡大に要する経費及び認知度向上によりブランドを確立する活動に対する助成です。

下のページをお願いいたします。

1段目、6、くまもとトマトリノベーション推進事業です。

価格低迷が問題となっているトマトについて、品質改善に向けた技術開発や対策の現地実証に要する経費です。4月から6月にかけて果実が赤く色づかず、黄色となる黄変化の対策として、研究機関での原因究明や技術開発、対策技術の現地実証などを実施します。

8、新たな野菜産地営農体系構築事業です。新規事業です。

スマート農業技術を活用した産地力強化に向けた取組に要する経費及び業務向け露地野菜産地の育成に対する助成です。スイカでは、熟練農業者の技術の可視化やマニュアル化、露地野菜では、実需者ニーズを捉えた新産地育成を支援します。

9、野菜価格安定対策事業です。

野菜価格の安定対策のための資金造成です。野菜の価格が低落した場合に、補給金を交付する事業で、必要な資金の造成と、その下の支払い保証に必要な債務負担限度額をお願いするものです。

35ページをお願いします。

2段目、果樹振興対策費、説明欄2、次代につながる熊本の果樹強化対策事業です。

果樹の生産性の高い栽培環境整備や果物ファン開拓の推進に対する助成です。

3段目、生産総合事業費、説明欄1、強い農業づくり支援事業です。

農業生産の向上及び産地競争力の強化を図る施設などの整備に対する助成です。低コスト耐候性ハウスや集出荷貯蔵施設などの施設

整備に対する支援です。

2、産地パワーアップ事業です。

収益性向上に一体的かつ計画的に取り組む産地の生産体制強化に向けた施設整備などに対する助成です。農業機械のリース導入や生産資材の導入などに対する助成となります。

下のページをお願いします。

説明欄2、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業です。

土地利用型農業におけるコスト削減、組織化推進などに必要な機械の導入や労働生産性向上の取組及び中山間地での共同利用機械の導入に対する助成です。平たん地で地域営農組織や広域農場が行う機械導入に対する支援に加え、広域農場が行う労働生産性向上とコスト低減を目指す取組を新たに支援します。さらに、中山間地域での共同利用機械の導入を支援いたします。

農産園芸課は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

37ページをお願いいたします。

下段の畜産生産基盤総合対策事業費でございます。

説明欄の1、家畜改良増殖総合対策事業は、各地域において、肉用牛の改良に取り組む地域改良組織等への助成や優良な雌牛を地域内に保留する取組等を支援するものでございます。

下の3、阿蘇草原復興支援事業は、牧野奥地の復旧を行う牧道整備等に対して助成するもので、熊本地震復興基金を活用したものでございます。

6の熊本型放牧高度化支援事業は、熊本型放牧の拡大を図るための新規事業でございます。放牧牛位置情報システムなどのICTを活用した放牧管理の高度化や放牧牛の増頭などに対して助成するものでございます。

7の県産馬生産振興対策事業は、県産馬の生産基盤強化を図るための新規事業でございます。

ます。繁殖用農用馬の増頭に向けた後継者育成や生産性向上のための体制整備に対して助成するものでございます。

39ページをお願いします。

上段の畜産経営安定対策事業費でございます。

説明欄の1、家畜畜産物価格安定対策事業は、肉用子牛、肉豚及び鶏卵の市場価格変動による農家の損失を補填するための基金造成に対する助成でございます。

下段の循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄の1、環境保全型農業総合支援事業は、畜産環境の保全及び堆肥の生産、流通等に要する堆肥舎や堆肥散布機器の整備等に対する助成でございます。

40ページ、上段の畜産物市場流通戦略対策事業費でございます。

説明欄の1、くまもと畜産物流通戦略対策事業は、県産畜産物のブランド化や消費拡大への経費及びその取組を行う実施団体に対する助成でございます。

最下段の家畜保健衛生所整備費でございます。

説明欄の家畜保健衛生所施設整備事業は、阿蘇家畜保健衛生所の防疫資材倉庫などの工事及び天草家畜保健衛生所の解体や新庁舎施工に伴う工事を計上しております。

その下の債務負担行為の設定でございますが、天草家畜保健衛生所の新庁舎施工に伴う工事が令和4年度までかかるため、債務負担行為を設定するものでございます。

41ページをお願いします。

上段の家畜衛生推進対策事業費でございます。

説明欄の熊本県産業動物獣医師確保のための修学資金貸与事業は、県の獣医師職員をはじめ産業動物診療獣医師の確保を図るため、国が行う修学資金貸与制度を活用する畜産団体に対する貸付原資の助成でございます。令

和3年度は、貸与予定の学生を増員し、17人分確保するものでございます。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

これは、県内5か所の家畜保健衛生所の管理運営に要する経費や家畜伝染病の発生予防と発生時の防疫資材の備蓄等に要する経費でございます。

42ページの説明欄7、畜産防疫体制強化事業は、野生動物侵入防止対策や消毒機材導入などの防疫体制強化の取組を行う畜産関係団体等に対して助成するもので、国の消費・安全対策交付金を活用して実施するものでございます。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

43ページをお願いします。

2段目の農村地域農政総合推進事業費、説明欄1のくまもと農業の継承支援事業は、高齢等によりリタイアします農家の資産を新規就農者等に継承する取組に対する助成でございます。

2のくまもと農業経営相談所総合支援事業は、農業者からの経営相談にワンストップで対応します経営相談所に対する助成でございます。

下のページ、7の農地集積加速化事業は、人・農地プランを策定します市町村や重点地区等の集積を推進します農業公社に対する助成でございます。

8の農地中間管理機構事業は、農地集積を推進します農地中間管理機構に対する助成でございます。

45ページをお願いいたします。

中段の債務負担行為の設定でございますが、農業公社が農地売買の事業を実施するための借入資金に関する損失補償として設定するものでございます。

最下段の農業委員会等振興助成費は、市町村農業委員会等が実施します農地事務や組織運営等に対する助成でございます。

下のページ、3段目、農業改良普及推進費の2つの事業は、新規就農者等に対します青年就農給付金でございますが、2の就職氷河期世代の新規就農促進事業(R2経済対策分)は、国の経済対策に対応しました新規事業で、30代から40代の就農希望者の就農準備研修等に対する給付金でございます。

その下の段、1の熊本型新規就農総合支援事業は、新規就農希望者に対する相談から研修、就農定着までの総合的な支援に要する経費でございます。

2のくまもと農のひとづくり事業は、農業経営塾など農業者のスキルアップを図る講座開設に要する経費でございます。

47ページをお願いいたします。

説明欄3の熊本とつながる農業外国人材育成事業は、特定技能在留資格で就農します外国人材の知識習得支援に要する経費でございます。

中段の農業構造改善事業費の担い手づくり支援交付金事業は、担い手の農業用機械や施設等の導入に対する助成でございます。

下の段から49ページまでは、農業大学校に関する予算でございます。

47ページの説明欄2、プロ経営者研修緊急育成高度化事業は、新規事業でございますが、卒業後即戦力が期待されます社会人プロコースの研修内容の充実やハウス等施設整備に要する経費でございます。

ページ飛びまして、49ページをお願いいたします。

説明欄9の農大施設保全改修事業は、農大施設の保全計画に基づく修繕に要する経費でございます。

中段の債務負担行為の設定につきましては、令和4年度に計画をしております講義棟、管理棟などの改修工事について、債務負

担行為を設定するものでございます。

下のページ、最下段の就農支援資金貸付金償還金につきましては、就農の際に必要な融資資金に関するものでございますが、平成26年度までに県を通じて貸し付けておりました青年等就農資金の償還金を国へ償還するものでございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 資料は全部です。全てのページとっています。

というのは、3点質問しますけれども、まず最初に、部長の御説明の要旨の一番最初にありました農業産出額と生産農業所得が公表された昨年、その中で、6年連続で全国6位、農業産出額はですね。また、生産農業所得は、前年から順位を1つ上げて全国4位ということになったということでありました。このことは、今説明いただいた、この後説明いただく後議分も含めた全ての政策が動員されて、もちろん、基本的には農家の汗と努力が第一義であります、それを支えるいわゆる行政の仕事という部分の中での政策というものがやっぱりあって、こういう形ができたんだろうと思います。

昨年は、熊本県、熊本地震からの復旧、復興は、農業分野は、ほぼほぼ終わりつつありましたけれども、7月豪雨災害というものが、特に球磨川流域の中にあつて非常に厳しい環境でした。それからコロナは、これ全国的傾向ですから、コロナがあつて、畜産やお茶やお茶やと、いろんな生産品に打撃を受けて

いたというのを、昨年を振り返りながら思い出しておりました。

また、米の等級というかな、米も作況はよくなかったということ的前提に、ずっと思い出しながら、そういう厳しい環境の中であっても、生産農業所得の順位が1つ、全国4位になったということの要因を、細かく分析はまだされてないかもしれませんが、どういう部分で——このいわゆる知事が提唱しております稼げる農業を実践するために、一番見やすい指標の一つだというふうに私は思っておりますけれども、この全国の順位を1つ上げる結果を導いてきたのかということについて、どなたか、部長か誰か分かりませんが、まず第1点、これを質問させていただきたいと思います。資料は全部ですから、いいですねこれ。

○竹内農林水産部長 生産農業所得について質問いただいて、御意見をいただきましたけれども、まずは、これまで、国の経済対策等も含めまして、生産基盤の整備につきまして、本県の場合、かなり先進的に前を見ながら、使えるものがあればどんどん使っていくという体制で生産基盤の強化に努めてきました。

今回の算出自体は、九州農政局のほう为主体でやっていますので、今委員おっしゃったように分析中ではございますけれども、そういうきちんとした生産基盤の下で、PQCの最適化ということで、単に生産量を上げるだけでなく、コストカットを一生懸命考えていく、あるいは品質のほうも上げていくというような取組がある程度出てきている成果かなと。

もう一つ大きな要因として見ているのが、他県の状況でございますけれども、千葉県が非常にこれまで私どもより上にいたんですけども、災害等がありまして、千葉県のほうがちょっと落ちているというのはあるのかもしれない。

ただ、昨年と同様の水準を維持しているということは、先ほど申し上げたように、基盤の強化と、それからPQCの最適化に一貫して取り組んできた成果だというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 ぜひ細かく分析をしていただいて、これがなぜそうなっているのかが分からないままだったら、次の政策やりにくいと思います。簡単ではないんですね、やっぱり農家の所得を上げていくというのは。そう簡単な政策じゃないし、知事が稼げる農業ということを提唱されて頑張ってもらっちゃって、もう12年が過ぎてきたということになると、そういう成果が出てこないといけないという、その成果の原因がどこなのかというのをぜひしっかり分析していただき、それをまた実践に回していくという形を繰り返していただければというふうに思います。

まずは、上がったこと、外的要因もあるのかもしれませんがけれども、それはそれとしながら、しっかり農家の所得が上がるように頑張っていたいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、いいですかね2問目。

これは、19ページの流通アグリビジネス課。

流通体制整備促進費ということで、一番下なんですけれども、卸売市場整備活性化事業ということで、毎年予算も組んでいただいております。少額の300万ぐらいの予算なんですけれども。

実は、卸売市場と言われれば、熊本県内と言えば田崎市場かな。一番大きな県民の台所と言われてるところが田崎市場であります。

全国の卸売市場というのは、ほとんど公営、公設市場ですね。公が造っている、県や市町村が造る、そういった公設市場というの

がほとんどです。

田崎市場は、公設じゃなくて民設で造ってらっしゃるということですが、田崎市場は相当古くなっているというのは、多分私だけじゃなくて皆さんもお感じだろうと思います。もし、あれが公設市場であつたら、老朽化でこれ何とか更新していかなくちゃいけないという議論があつて間違いない、そういう状況になっているはずであります。民設がゆえに、まあ議論はあつているのかもしれませんが、なかなか動きがないということでもあります。

市場が担う公的な役割というのは、公設であろうが民設であろうが関係ないわけでありまして、県民にしっかりとした食材を届けていくという安全、衛生というものがとても大事でありまして、施設の老朽化は、それは関係ないとは言えないだろうなというふうに思つてまして、相当老朽化している状況が目についておりますので、今後、田崎市場をどうしていくのか、民設だから知りませんとおっしゃるのか、そうじゃなくて、県民の台所として、何らかのお手伝い、これは熊本市も関係すると思いますけれども、そういったことで課題として取り上げていきながら、どうしても——ずっとあのままじゃいけないから、やっぱり施設更新をしていかなくちゃいけない、設備の更新もしていかなくちゃいけないという状況で、全部民設だけでやるのかどうかということも含めて、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、最後に41ページ、畜産課。

一番上の家畜衛生推進対策事業費で、獣医師の問題を今お話いただきました。修学資金貸与事業ということで、大型動物と私たち言っておりますけれども、いわゆる産業動物ですね、牛、馬、豚。産業動物の獣医師が非常に少ない。獣医師全体が少ないんじゃないんで、ペット用の小動物のほうの獣医師は、全然減つてない、むしろ増えてるけれども、こ

ういった産業動物用の医師がとても減って困っているということで、私の地元は畜産の一番大きな地域でありますけれども、よく聞くのは、もう獣医師確保が大変だと、もう御高齢になってらっしゃって、今は大丈夫だけれども、あの御高齢の獣医師にもしものことがあった時に、次は誰がやってくれるんだろうかと。獣医師がいなければ畜産はできませんから、はっきり言ってできないですね。そのことを考えて、今こういう政策をやっていたいてありますが、見込みとしてどういう——増えているのかどうなのか、その辺について畜産課長をお願いします。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

まず、1番目の質問、今後の卸売市場、特に田崎市場についての今後ということで御質問をいただきました。

委員御指摘のとおり、卸売市場といいますのは、生産者と消費者を結ぶかけ橋ということで、大変重要な機能を持っておられる状況でございます。

田崎市場につきましては、おととしの12月に一度意見交換会、これ知事も出席してやりましたけれども、その際に、今後の田崎市場については、老朽化を含めどういう形でやっていくかというところで、いろんな意見交換、それから勉強会も開催するというところになったところでございます。

これにつきましては、もともと認可元は熊本市が持っているところでございますけれども、もちろん、熊本県、市、それと田崎市場、3者で勉強会をするということで進んでいたところでございました。

ところが、コロナ禍によりまして、しばらくその議論は、実際のところ少し停滞をしているところでございます。ただ、委員がおっしゃるとおり、今後卸売市場の機能の強化、これは間違いなく必要と。

今回も、コロナの中でも非常に卸売市場の機能は見直されております。特に、生産者のところで食材がだぶついた場合に、そこを卸売市場が引き受けることで、そこで物が流れるといたしますか、食材が流通するといった記事もございますので、今後ますます機能的には見直されるべきものというふうに考えております。

これから、コロナが落ち着きましたら、今後のことについて、また勉強会を始め検討してまいりたいと思っておりますので、現在の検討状況は以上でございます。

○上村畜産課長 委員御指摘のとおり、獣医師がいないと畜産はやっていけないと思っております。

先ほど説明いたしました県産業動物獣医師の修学資金の件なんすけれども、まず、28年からの事業でありまして、貸与完了者が8名おります。その中で、全員、就職先としては、県に5人、あと、共済の獣医さんに3人入られております。この事業は、十分今機能しておると考えておりまして、今後とも継続していきたいと思っております。

あと、県内の獣医療の体制につきまして、今後10年間の計画を来年度つくることとしておりますので、それでしっかり地域のことも考えながら計画に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○前川収委員 まず、市場の話ですけれども、もう老朽化しているというのは誰でも分かっている、このままでいいとは多分誰も思っていないというのが私の認識だし、多分多くの皆さんの認識だと思います。

公設市場ではないからというのは、何の理由にもならないわけでありまして、完全に市場は、今私たちの生活の基本的なインフラの一つだというふうに思うべきだと思っていま

して、これは民設も公設も関係ないということ、我々の生活基盤ということになっているという意識をしっかりと持って、1年間全然停滞しているという話ではありますが、これは重大な話でありますので、ぜひ——別にどの業者がどうこうというそんなレベルの話は私にはしているわけでは全くなくて、県民の台所をちゃんと維持していくというその必要性について、行政として責任を持って取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。これは答弁要りません。

それと、獣医師のほうも、今計画をつくるというお話を聞いて安心しましたけれども、これも行き当たりばったりで、年間何人じゃなくて、将来見通しを見極めながら、このくらい確保が必要だということは想定していかなくちゃいけない。その想定に基づいて、どうやってその大型動物の、産業動物の獣医師をつくっていくかということに対して、どういう政策を打つかというそういう形じゃないと、奨学金やっていますよということだけでは、なかなか使ってくれなかったり、来てくれないということで、8人今来ていただいたということですが、8人で多分その需給バランスがどうなのか私よく分かりませんが、ぜひ、そういう大きな中長期の計画で政策も考えていただいて、獣医師の確保をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。答弁要りません。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○大平雄一委員 すみません、1点だけ。

農地・担い手支援課、46ページの農業改良普及推進費の中での2番目のマル新って書いてあって、就職氷河期世代のというところで、これ以前にも、新規就農者の方に関しては、そういった準備資金というのがあったと思うんですけれども、これがマル新というこ

とで、どこがどういうふうに変ったかということをお教えください。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

委員御指摘のとおり、この制度につきましては従来からございました。その従来の事業が、その上にあります農業次世代人材投資事業でございます。

これにつきましては、就農前の研修準備のための給付金、それから就農後定着するまでの給付金ということで、2つのタイプがございます。

今回、2の新規の事業につきましては、これは国の制度でございますので、今年度の経済対策の補正につきまして、この就職氷河期世代、先ほど説明を申し上げましたけれども、30代から40代に限っては特別に予算がついたということございまして、要は、先ほど言いました準備するための就農前の準備のタイプの中で、30代から40代に限っては、この2の給付金が使えするというような形になってございます。

○大平雄一委員 以前も、この上のほうの人材投資も、30代、40代、年齢制限がありましたよね、上限が。下のほうとの違いがちょっとよく分からないんですけれども。

○楮本農地・担い手課長 従来のタイプは、45歳までで給付ができるということございましてけれども、国の対策として、就職氷河期世代の対策という中の一環としまして、この分だけ、30代、40代は両事業で実施することができますけれども、特出しとして、30代、40代で、こちらのほうでまた追加して事業ができるようになったというようなことございまして。

○大平雄一委員 分かりました。ありがとう

うございました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。質問者は、マイクを近づけて言ってください。

○濱田大造議員 38ページ、畜産課さんにお尋ねなんですけど、新規事業で県産馬生産振興対策事業がありますが、認識としては、馬はほとんどカナダ産か何かを輸入して肥育するという方式。これ、根本的にどのくらいの割合まで増やしていくのか教えてください。

○上村畜産課長 委員御指摘のとおり、これまでの馬肉の生産に当たっては、カナダとかフランスの輸入物が中心でございました。今回のコロナの関係で、輸入に頼ったその馬肉生産というものの体制の脆弱さが浮き彫りになったと考えています。そのため、県産の肥育素馬の生産が必要であると考えております。

今現在で、繁殖馬が300頭ぐらいおりますので、それで、生産としては200頭ぐらいの生産ができておるんですけども、それを将来的には、あまり大きくはなりませんけれども、500台とかそのぐらいまでは持って行って、少なくともその馬肉になる中の1割程度まではいきたいなとは思っております。

以上です。

○濱田大造議員 了解しました。あと1つお願いします。

42ページの同じく畜産課さんなんですけど、昨年も全国的に鳥インフルエンザなどが蔓延しまして、物すごい数の鳥を殺処分というニュースが多かったように思うんですけど、具体的に——この防疫というのをするのは非常に難しいと聞いてますが、熊本県で今のところ予防ができていて何か理由というのがあるんでしょうか。その辺、もっと詳しく教えてください。

○上村畜産課長 まず、この事業のほうの畜産防疫体制強化事業でございまして、これは、令和元年度の補正で1回つけさせていただいて、個別農家ではなくて、地域ぐるみで対応するのに対して消毒機材の支援をしようということで、今回は、JA菊池さんの管内で300軒ぐらいが同時にやられて、動噴とかを導入されて、防疫の体制を強化されております。

そういう地域ぐるみの取組に加えまして、今回鳥インフルエンザの発生が全国的に増えておりますけれども、本県で少なかった、少ない、まだ発生してない、今後も発生させないつもりですけども、それに対しては、これまで2回、県知事から消毒命令を発出していただきまして、そのたびに消石灰を養鶏農場全農場に配っております。それを確実に家畜保健所の獣医師が確認に回って指導をしております。その取組が功を奏しているんだと私は思っております。

○濱田大造議員 了解しました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 当初予算、総額的にはほとんど変わらないわけですけども、20ページのアグリビジネスあたりで、予算が倍近くになっているんですね。これに新規事業も入っているけれども、販路開拓をやりたいという形になってますけれども、こういった手だてでやっていかれるのか。

もう一つ、畜産課、40ページだったですかね。今の流れの中で、コロナウイルスの感じで、今各国との出入りは少なくなっておるんですけども、日本は熊本の馬刺に特化したものを、よその国に輸出しようという新たな動きがあるかと思っておりますけれども、その辺りは把握しておられますか。

○深川流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

まず、20ページのほうのブランド確立・販路対策費が2倍ほどになっていると。で、今後どのような販路開拓をしていくのかという御質問だったかと思えます。

まず、こちらの予算額につきましては、前年度が骨格予算ということがございまして、もともと新規事業とか重要予算が除かれたいわゆる継続費だけが計上されていたところでございます。

今回は、本年度予算額が倍のように見えておりますが、これ、2月補正とかその辺りで比較しますと、大体同程度になってまいります。

なお、今後どういうふうに関路開拓を進めるのかという御質問がございました。

今回コロナ禍がありまして、非常に県外の販路拡大、こちらのほうが難しくなりました。具体的には、直接食材を持って行って試食をしてもらって、そういったものがなかなかしづらくなっております。

ただ、その中にあっても、例えば、知事がトップセールスで実際売り込みに行くとか、そういうことも実際難しくなりましたけれども、そこはやり方を工夫しまして、例えば、知事のトップセールスを動画で撮って、それを皆さんにお配りするですとか、商談会もリモートでやる、また、食材も東京のほうに持って行って、個別に回って試食していただくというような、そういった対策を行っております。来年度は、そういったコロナ禍に対応した、新しい生活様式に対応した販路開拓、こちらのほうも進めていければというふうに考えているところでございます。

以上です。

○上村畜産課長 馬肉の輸出に関してだったと思えますけれども、その情報につきまして

は聞いております。ただ、輸出については、二国間協議が整わないと輸出ができませんので、まずはそこができるかどうかというのがございますが、少なくとも、輸出をしたいという方と、こちらの生産の農場とか馬肉処理をされている業者さんとか、その辺のマッチングにつきましては、今やっているとこです。

以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○楮本農地・担い手課長 すみません。農地・担い手支援課でございます。

先ほど答弁いたしました分の修正をさせていただければと思ひまして、次世代の投資事業でございますけれども、先ほどは45歳ということで説明申し上げましたが、改正があつてございまして、50歳未満が対象となっておりますので、修正をさせていただきたいと思ひます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えをいたしますので、しばらく休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時1分開議

○田代国広委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、後半グループ各課の付託議案について、担当課長から、資料に従い順次説明をお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に、明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

○渡辺農村計画課長 農村計画課です。

説明資料の51ページをお願いします。

上から4段目、国営土地改良事業直轄負担金でございます。

説明欄のとおり、国営土地改良事業の県及び地元負担金でございます。

令和3年度は、八代市及び氷川町でございます八代平野地区ほか4地区分となっております。

52ページをお願いします。

1段目、農業農村整備調査計画費でございます。

説明欄のとおり、県営及び団体営の農業農村整備事業を実施するに当たり、地区の調査や計画作成に要する経費でございます。排水機場や圃場整備などの調査、計画を実施することとしております。

3段目、国営土地改良受託事業費でございます。

説明欄のとおり、宇城市の宇城地区において実施する圃場整備の換地業務を国から受託するものでございます。本年度採択され、工事については、令和4年度から実施することとされております。

下から2段目、海岸保全直轄事業負担金でございます。

説明欄のとおり、国が事業主体として実施する海岸堤防等の整備に係る事業負担金でございます。玉名市の玉名横島地区ほか、令和3年度から新規地区といたしまして、八代市の八代地区において実施予定でございます。

農村計画課は以上でございます。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

53ページをお願いします。

最下段の農地集団化事業費については、説明欄のとおり、土地改良換地等強化対策事業で、圃場整備事業の換地業務を担う換地技術

者の技術強化のための研修会の開催や換地事務の指導に要する経費です。

次のページの2段目、土地改良施設維持管理事業費については、説明欄の1、土地改良施設突発事故復旧事業は、パイプラインや用排水機場などの土地改良施設が突発事故によって故障した場合の復旧に対応するための経費と市町村に対する助成を行うものです。

2の土地改良施設維持管理強化事業費は、土地改良区など施設を管理するものに対して、点検指導などの技術支援と施設の補修に対する助成を行うものです。

最下段の県営中山間地域総合整備事業費については、説明欄の1、県営中山間地域総合整備事業費は、中山間地域において、農地の区画整理などの生産基盤整備と集落道路などの生活環境整備を総合的に実施し、農業経営の安定や農村地域の活性化を図るものです。

令和3年度は、第二上益城中央地区ほか15地区で実施する予定です。

55ページをお願いします。

2段目の債務負担行為の設定は、説明欄のとおり、乙ヶ瀬地区において実施するため池の改修について、工期が1年以上となることから債務負担行為の設定をお願いするものです。

4段目の団体営農業農村整備事業費については、説明欄のとおり、用排水路の改修など農業農村整備を実施する市町村等に対して助成を行うものです。

令和3年度は、秋津第2地区ほか83地区で実施する予定です。

5段目の農業生産基盤整備事業費については、説明欄のとおり、農地の区画整理や用排水路、農道の整備と併せて農地集積を行うことで、生産コストの低下や高収益作物の導入を通じて農業経営の安定向上を図るものです。

令和3年度は、宇土北部地区ほか89地区で実施する予定です。

56ページから57ページの1段目まで、債務負担行為の設定です。

説明欄のとおり、1の第一海路口地区ほか5地区の排水機場の整備と2の松の木堰地区の用水施設の改修について、工期が複数年となることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

57ページの4段目、農地防災事業費については、説明欄のとおり、防災ダムやため池、湛水被害防止施設、地滑り防止施設、海岸堤防等の整備を実施することで、農地や農村地域において災害の未然防止を図るものです。

令和3年度は、文政第2地区ほか34地区で実施する予定です。

5段目から次ページの1段目まで、債務負担行為の設定です。

説明欄のとおり、1の松原地区ほか4地区の排水機場の整備について、工期が複数年となることから債務負担行為の設定をお願いするものです。

58ページの2段目、単県農地防災施設管理費については、まず、説明欄の1、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業は、県が管理する海岸保全施設や防災ダムなどの補修や維持管理に要する経費及びため池の管理に対する指導等に要する経費です。

また、新規事業で、県が所有する農業用かんがいダムなど維持管理を強化し、事前放流により洪水調節の役割を担い、流域治水に取り組むため、管理委託している土地改良区に対して助成を行うものです。

次に、2の単県農業用ダム機能強化事業は、新規事業で、農業用ダムの利水容量を事前放流により洪水調整容量として活用するため、ダムの機能強化に要する経費です。

令和3年度は、あさぎり町にある清願寺ダムについて、短時間で洪水容量確保するため、新たな放流施設の設置について検討を行うものです。

59ページをお願いします。

2段目、団体営農地等災害復旧事業費については、説明欄のとおり、農地や農業施設の災害復旧を実施する市町村に対して助成を行うものです。

3段目の県営農地等災害復旧事業費については、説明欄のとおり、県営で実施する農地や農業施設の災害復旧に要する経費です。

令和3年度は、大切畑地区ほか5地区で実施する予定です。

農地整備課は以上です。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

60ページをお願いします。

3段目の農政諸費です。

説明欄の世界農業遺産推進事業は、世界農業遺産に認定された阿蘇地域の草資源を次世代へ継承するための農産物の販売促進及び草原再生の加速化に要する経費でございます。これまでの取組を踏まえ、新たに情報発信を担う若い世代の人材育成に取り組んでまいります。

4段目の農村地域農政総合推進事業費です。

説明欄2の棚田地域振興推進事業は、棚田地域振興法に基づく地域活動を実施するための指定棚田地域の申請等の推進に要する経費でございます。

最下段の山村振興対策事業費です。

説明欄1の中山間地域等直接支払事業は、中山間地域等において農業生産活動を継続する農業者等に対して交付金を交付するのに要する経費でございます。

61ページをお願いします。

本ページ、最下段の農作物対策推進事業費です。

説明欄の鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業は、鳥獣被害防止のための施設整備や人材育成、対策技術の普及、捕獲した野生鳥獣肉を地域資源として有効活用するため

の取組に要する経費でございます。

62ページ、2段目の農業構造改善事業費です。

説明欄3の中山間農業モデル地区強化事業は、中山間地域における持続可能な農業、農村を実現するためのモデル事例づくり及び県内他地域への波及に要する経費でございます。継続して、県内32モデル地区を支援するとともに、これまでモデル地区育成で得られた成果の県下への普及に新たに取組んでまいります。

4のスーパー中山間地域創生事業は、新規事業で、県内の中山間地域を牽引し、中山間地域の魅力を発信する広告塔の役割を担うようなスーパー中山間地域の創生に要する経費でございます。地域の将来像を描く地域戦略の策定に、地域、市町村、県が一致協力して取組んでまいります。

63ページをお願いします。

2段目の中山間ふるさと・水と土保全対策事業費です。

説明欄の未来につなぐふるさと応援事業は、ふるさと・水と土保全基金を活用したもので、中山間地域等の農業、農村が有する様々な機能に関して、啓発活動等のソフト的な取組の支援に要する経費でございます。

3段目の農地・水・環境保全向上対策事業費です。

説明欄の多面的機能支払事業は、農業、農村の多面的機能の維持、発揮を図るための共同活動や地域資源の質的向上を図る活動に対する助成に要する経費でございます。

むらづくり課は以上です。

○田島技術管理課長 技術管理課でございます。

64ページをお願いします。

3段目の地籍調査費は、説明欄のとおり、熊本市ほか13市町村が実施する地籍調査に対する助成でございます。

5段目の農業土木行政情報システム費につきまして、説明欄1の電子入札・工事進行管理システム開発事業は、電子入札、工事進行管理及び電子納品保管管理システムの運用保守管理等に要する経費の農業土木負担分でございます。

2の農地情報図(G I S)負担金は、農地情報図を、県、市町村、農業関係機関で共同利用する経費に係る負担金でございます。

65ページをお願いします。

3段目の林政諸費の説明欄の電子入札・納品、工事進行管理システム開発事業は、電子入札、工事進行管理及び電子納品保管管理システムの運用保守管理等に要する経費の林務水産負担分でございます。

技術管理課は以上でございます。

○笹木森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の66ページをお願いします。

3段目の林政諸費の説明欄1の林業イノベーション現場実装推進事業ですが、例えば、林業現場におけるドローンの活用など、現場での作業の省力化等につながる新技術について、その効果の検証、導入への助成を行う事業でございます。

2の森林経営管理制度運用支援事業につきましては、新規事業ですが、一昨年に施行されました森林経営管理制度に関し、その運用主体となる市町村では、業務の進捗に伴い、個々のケースに応じた対応が必要となるなど事務の内容が複雑化してくることから、新たにサポートセンターを設置して、市町村の業務支援の強化を図ろうとするものでございます。

67ページをお願いします。

2段目の森林計画樹立費の説明欄2の森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、森林経営計画の作成促進など、森林の集約化の促進の取組に対する助成を行う事業で

す。

下の2段目の水とみどりの森づくり事業費の説明欄1の防災・減災・景観保全森林整備事業につきましては、森林所有者による管理が困難な人工林の強度間伐等への助成のほか、新規に、ライフライン施設保全のための施設周辺での予防伐採について、実行の範囲や実施主体についての課題などを市町村やライフライン施設管理者とモデル的に検討していくための経費を計上しております。

また、2の次世代につなぐ森林づくり事業は、伐採跡地の確実な造林のため、植栽や広葉樹への転換、造林後の保育について、森林所有者の負担軽減を図るものでございます。

3の花粉の少ないスギ苗木生産拡大事業につきましては、花粉の着花量が少なく、また、植栽後の初期成長に優れ、下刈り作業の省力化にもつながるエリートツリーの普及に向け、採穂園の整備に係る支援や植栽木の実証展示等を行うものです。

69ページをお願いします。

最下段の林業普及指導費について、下の説明欄6、早生樹センダン普及促進事業は、今後家具材等でのニーズが見込まれる早生樹センダンについて、球磨地域などを含めて、生産の普及に向けた育成の指導や魅力発信を行うものです。

71ページをお願いします。

1段目の流域総合間伐対策事業費の説明欄、間伐等森林整備促進対策事業につきましては、用途別の木材需要に的確に対応するための間伐材の伐倒、搬出や路網整備に対する助成でございます。

3段目、造林事業費の説明欄1の森林環境保全整備事業につきましては、森林整備の基本となる国庫補助事業であり、植栽、下刈り、間伐など一連の造林事業に対して助成をするものです。

また、2の主伐・植栽一貫作業システム支援事業につきましては、造林経費の低コスト

化を図るため、省力化につながる伐採と造林の一貫作業システムによる造林や、このシステムに必要なコンテナ苗の生産設備の整備等について支援をするものです。

下の最下段、試験調査指導費については、説明欄に記載のとおり、林業研究・研修センターの試験研究などに要する経費となっております。

73ページをお願いします。

4段目の県有林費についてですが、下の1段目の県有林造成事業費の説明欄のように、県有林での森林整備などに要する経費を計上するものです。

森林整備課の説明は以上でございます。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

75ページをお願いします。

4段目、国庫支出金返納金は、説明欄のとおり、森林整備促進及び林業等再生基金事業の国庫返納金で、当該基金事業が終了したことに伴い、本事業により資金融通した事業主体からの償還金等を国庫へ返納するものでございます。

関連する基金を廃止する条例については、後ほど説明させていただきます。

最下段の林業労働力対策事業費は、林業担い手の確保、育成を図るものですが、76ページ、説明欄3の意欲と能力のある林業経営者育成推進事業は、新たな森林管理システム等に対応できる林業経営者を育成するための林業機械導入等に対する助成です。

4のくまもと林業大学校人財づくり事業は、平成31年度に開校したくまもと林業大学校の運営等を通して、林業に必要な技術と現場力を兼ね備えた即戦力となる人材や幅広い林業担い手の確保、育成を図るための経費です。

77ページをお願いします。

3段目の県産木材需要拡大対策費は、住

宅、その他のあらゆる場面で、県産木材の需要拡大を図る予算ですが、78ページ、説明欄3のくまもとの木を活かす木造住宅等推進事業は、木造住宅等を建築する工務店等に県産木材の柱や板を提供する事業です。

4のくまもと間伐材利活用推進事業は、間伐材の利用拡大を図るため、流通経費の一部を助成するものです。

7の緑のSDGs推進事業は、森林認証面積が全国2位である本県の優位性を県産材需要拡大につなげていくため、森林認証制度や認証材の普及啓発等を行う新規事業でございます。

79ページをお願いします。

1段目の木材需給安定対策費ですが、説明欄のくまもと県産木材SCM構築対策事業は、新規事業として、中大規模木造建築物等の新たな需要に対応できる流通体制構築に向けた調査、検討を行うものです。

最下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費ですが、説明欄1の林業・木材産業振興施設等整備事業は、製材所などの木材加工流通施設等の整備に対する助成です。

80ページ、2段目の林道費は、森林整備や林業生産性の向上、山村地域の生活環境の改善等を図るための林道の整備に関する予算です。

3段目の林道事業費から81ページ、3段目の単県林道事業費まで、それぞれの説明欄のとおり、県営林道の開設や市町村営林道の開設、改良、舗装等を行うものです。

5段目の過年林道災害復旧費は、昨年の7月豪雨災など、過年に発生した災害により被災した林道の復旧を行う市町村への助成です。

林業振興課は以上です。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

82ページをお願いします。

3段目、林政諸費です。

説明欄2の森林サービス産業創出支援事業は、新規事業で、7月豪雨災害からの復興を図るため、人吉・球磨地域の豊かな森林資源や森林空間を活用して、観光、レジャー、健康、教育などの分野で新たなビジネスの創出を支援するもので、球磨村をモデル地区として、プランの検討、作成を行う地域協議会に対する助成でございます。

83ページをお願いします。

1段目、水とみどりの森づくり事業費でございます。

説明欄1の県民の未来につなぐ森づくり事業は、県民参加の森づくり活動や森林公園の整備、森林環境教育等を実施するNPO法人等に対する助成でございます。

2のシカによる森林被害調査・地域対策支援事業は、県が実施する人工林の鹿被害調査に要する経費のほか、効率的な鹿捕獲手法の検討などの被害対策を実施する地域協議会に対する助成でございます。

84ページの4段目、治山事業費でございます。

説明欄1の治山事業は、山地災害箇所の復旧及び予防工事で、施工箇所は県内一円でございます。

2の治山激甚災害対策特別緊急事業は、熊本地震及び令和2年7月豪雨により発生した山地災害で、緊急かつ集中的に実施が必要な治山事業で、施工箇所は、阿蘇、菊池及び県南地域でございます。

5段目、緊急治山事業費は、山地災害箇所を緊急に実施する復旧事業に要する経費で、現年発生 of 山地災害に備えて待ち受けで予算をお願いするものです。

85ページをお願いします。

1段目の民有林直轄治山事業費は、令和2年7月豪雨により発生した山地災害について、芦北地域振興局管内において、国が代行して実施する災害関連事業に対する県負担金

でございます。

2段目、単県治山事業費は、説明欄1の単県治山事業（県営事業）は、国庫補助事業の対象とならない治山施設の復旧や小規模な山地災害の復旧を行うものでございます。

2の単県治山事業（市町村営事業）は、地域防災計画掲載箇所等において、治山事業を行う市町村に対する助成でございます。

3の森林保全施設管理整備事業は、県が、落石防止柵等の鋼材塗り替えなど、機能回復を図るものでございます。

86ページの3段目、保安林整備事業費でございます。

保安林の水源涵養や土砂流出防止機能など、維持機能強化を図るため、下刈りや本数調整伐、流木対策等の森林整備を実施するものでございます。

87ページをお願いします。

2段目、みどり森林管理事業費でございます。

説明欄1のみどり空間管理事業は、立田山等の県有の森林公園の維持管理に要する経費です。

説明欄2の県民の森林づくり緊急整備事業は、立田山森林公園において、老朽化した施設や荒廃した竹林を整備するものでございます。

4段目の過年治山災害復旧費は、令和2年7月豪雨により被災した治山施設の復旧工事に要する経費でございます。

88ページの直轄災害復旧事業負担金は、7月豪雨により被災した治山施設について、芦北地域振興局管内において、国が代行して実施する災害復旧事業に対する県負担金でございます。

森林保全課は以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

89ページをお願いします。

最下段の内水面漁業振興費につきまして、下の説明欄2、球磨川流域水産資源回復事業は、新規事業でございます。

これは、令和2年7月豪雨の影響を受けた球磨川流域における水産資源の回復に向け、河口域の干潟漁場におけるアサリの母貝団地形成及び上中流域におけるアユ稚魚の緊急放流に取り組むものでございます。

2段目の浅海増養殖振興事業費、説明欄1、「クマモト・オイスター」生産・ブランド化推進事業は、クマモト・オイスターの種苗生産や養殖技術を向上させ、新たな産業としての育成を図り、本県を代表する熊本ブランドとして確立を図るものでございます。

91ページをお願いいたします。

説明欄5、スマート養殖業技術開発事業は、魚類養殖における労働の効率化や生産性向上のため、ICTを活用した自動給餌システム等の技術開発を行う取組を助成するものでございます。

92ページ、2段目、水産業改良普及事業費の説明欄3、未来の漁村を支える人づくり事業は、新規就業希望者が円滑に就業定着できるよう、就業前の漁業体験マッチングから研修、就業後のフォローアップまでをワンストップで行うほか、漁業者のさらなるスキルアップを図る研修体制を整備し、未来の漁村を支える人づくりを推進するものでございます。

93ページをお願いいたします。

2段目、水産資源保護育成事業費の説明欄1、有明海・八代海再生事業は、有明海、八代海における魚介類の生息環境調査や増養殖技術開発を通じ、漁業の再生と生息環境の改善を図るものでございます。

2のさかなを守り育む豊かな海づくり事業は、水産政策の改革の柱となる新たな資源管理体制を整備するとともに、共同放流事業の取組や放流効果調査の技術的な支援を通じ、資源造成型栽培漁業を推進し、水産資源の回

復を図るものでございます。

95ページをお願いいたします。

最下段からの漁業取締費につきまして、下の説明欄5、漁業取締船代船建造に係る設計業務委託事業は、新規事業でございます。

老朽化により速力が低下するなど、悪質巧妙化、組織化した漁業違反への対応が難しい状況になっている漁業取締船「ひご」及び「あまくさ」の2隻を退役させ、新たに後継船1隻を建造することとし、その基本設計を委託するものでございます。

3段目からの水産研究センター費につきまして、98ページをお願いいたします。

説明欄13、スマート沿岸漁業推進事業は、沿岸漁船漁業における就労環境の改善を図るため、ICTを活用し、取得した海洋データから出漁前に燃料費や漁獲量を予測する技術の開発を行うものでございます。

14、球磨川河口域アサリ漁場低塩分化影響調査事業は、新規事業で、7月豪雨による漁場の低塩分化がアサリ資源に多大な被害を与えたことから、低塩分化に強い漁場形成に向け、環境調査を実施するものでございます。

水産振興課は以上です。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

99ページをお願いします。

4段目の水産環境整備事業費は、説明欄のとおり、覆砂等による底質改善や藻場の造成等に要する経費です。

また、そのうち、熊本有明地区の一部及び熊本八代地区の中南部を7月豪雨に関連する予算としております。

6段目、一番下ですけれども、漁港関係海岸保全事業費は、堤防、護岸等の漁港関係海岸保全施設の整備を行う市町に対する助成です。

100ページ、1段目の説明欄2の災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費につつま

ては、災害により海岸に漂着した流木やごみ等の処理に要する経費でございます。

2段目の単県漁港改良事業費は、1の単県漁港改良事業費（県管理漁港）ですけれども、漁港、漁場及び海岸施設の小規模な整備に要する経費で、2の単県漁港漁場施設補修事業費は、小規模な補修等に要する経費でございます。

3の水産基盤整備交付金は、水産基盤整備事業及び漁場の保全や回復に資する事業を実施する市町等に対する交付金です。

4の単県漁港漁場調査費は、水産基盤の整備に向けた各種課題に対応するための調査、検討に要する経費です。

101ページをお願いします。

1段目の漁港管理費は、漁港及び漁港海岸の管理者として適正な維持管理を行うために要する経費です。

2段目の漁港施設機能強化事業費は、県管理漁港の防波堤や岸壁等のかさ上げ改良等、漁港施設の機能強化に要する経費です。

3段目の漁村再生整備事業費は、生産基盤及び生活環境の整備を推進し、漁村の再生を支援するために要する経費です。

102ページ、1段目の漁港関係港整備事業費は、説明欄のとおり、水産物供給基盤機能保全事業として、施設の長寿命化対策の実施による更新コストの平準化及び縮減を図るために要する経費です。

2段目の水産流通基盤整備事業費は、流通の拠点となる漁港において、品質、衛生管理の向上に資する漁港の整備に要する経費です。

3段目の水産生産基盤整備事業費は、1の県管理漁港、2の市町村管理漁港において、漁場、藻場、干潟、養殖場と当該漁場等に関連する漁港施設の整備に要する経費でございます。

103ページをお願いします。

1段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費

は、説明欄のとおり、海域漂流・海岸漂着物地域対策事業として、台風や大雨により海域へ流入する流木等の回収、処分に要する経費で、一部を7月豪雨に関連する予算としております。

3段目の現年漁港災害復旧費は、県管理漁港及び漁場施設等で災害が発生した場合、早期の災害復旧を図るために要する経費です。

漁港漁場整備課は以上です。

○山下林業振興課長 林業振興課でございます。

続いて、条例関係について御説明いたします。

105ページをお願いします。

議案第84号、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

熊本県森林整備促進及び林業等再生基金については、平成21年度に国庫補助金を原資として造成し、森林整備や林業、木材産業の施設整備等を実施してきたものですが、当該基金を活用した事業の終了に伴い、基金条例を廃止する必要が生じたものです。

106ページに条例案の概要を記載しております。

4の施行期日は、別途規則で定める日としております。

林業振興課は以上です。

○緒方漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

107ページをお願いします。

第85号議案、熊本県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、108ページで説明します。

1の改正前条例の概要についてですが、この条例は、県が管理する漁港の維持管理に必要な事項を定めたものです。

2の条例制定の趣旨についてですが、漁港施設の有効活用を図るため、関係規定を整備するものです。これは、民間事業者が漁港施設を利用しやすくなるよう、国が模範漁港管理規程例を改正し、占用許可の期間を延長したことから、県としても、漁港施設の有効利用が必要と判断し、模範漁港管理規程例に基づき、条例を改正し、占用許可の期間を延長するものです。

3の改正内容についてですが、漁港施設の占用期間の上限について、現行の1月、工作物の設置を目的とする占有にあつては、3年から、最長10年に延長するものと、その他、規定の整備を行うものです。

漁港漁場整備課は以上です。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、付託議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川収委員 60ページ、むらづくり課。

中山間地域等直接支払事業が、今年は前年度と比べると減額になっているなどということを見て感じました。多分面積割りでできている額でありますから、中山間地域の耕作されている農地の面積が減っているんだということを実感しつつ、62ページの3番、農業構造改善事業費のマル新の中山間農業モデル地区強化事業、それと4番、同じくマル新のスーパー中山間地域創生事業ということで、新規事業で中山間地域を活性化するために、新たな予算を組んでいただいております。冒頭、スーパー中山間地域の創設を目指すという部長の説明もございましたが、その部分の予算がこの中に含まれているんだろうと思います。

スーパー中山間地域の言葉はとてまかつこ

よくて、中身もいいんだろうと思いますけれども、どういうものを目指されるのかが少しイメージとして見えにくい。多分中山間地域の農業は、担い手の皆さん方がかなり高齢化していらっしゃるというのが私の実感であります。地元がたくさんございますから。そういった部分を活力ある地域に変えていきたいという思いはずっとありますけれども、なかなかその処方箋が見つからないというのが実態です。今の現状です。

ですから、ぜひ、この中山間農業モデル地区強化事業とかスーパー中山間地域創生事業というものの活用をいただきながら、元気な中山間地域をつくってもらいたいと思っておりますが、ぜひ、そのイメージを教えてください。漠然とした質問で申し訳ないけれども、お願いいたします。

それともう一つ、66ページ。

森林整備課の林政諸費の中で、マル新の森林経営管理制度運用支援事業ということで、1,400万組んでございます。

森林経営管理制度が、おととしから、実際に市町村、県も含めてですけれども、交付金が出てくるようになりました。今年が3年目ということになるのかなと思いますが、そろそろその実態というのかな、どうやって使われて、どういうふうにするのかというところが問題になってくるのかなというふうに思います。

事業初年度、2年度ぐらいまでは、まだ制度が始まったばかりで、なかなか実態が見えないというところがあるけれども、そろそろそういう内容について、そういうものが見えてこなければいけないというふうに思っておりますが、何せその事業費が市町村に主体的に行くと、県にも一部来ますけれども、事業主体がほとんど市町村になるということで、市町村の中には、ほとんど林業政策をやったことがない市町村もあったということ、これはもう御存じのとおりであります。

そこが事業主体になるということで、かなり混乱してるんだろうなというふうに思いますので、今の実態、例えば、基金であったりとか——川下のための基金ですね、それから所有者の意向調査、これを主体でやられているというふうに思いますが、そろそろ事業に移行していこうということで考えているんだろうと思いますけれども、今の市町村の実態と、どういう形で——市町村が何をやろうとしているかということの内容をしっかりと県が精査していかないと、この先が非常に不安になってきますので、その中身について教えてください。

以上です。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課長の後藤でございます。

まず、委員から御指摘がありました中山間地域の直接支払い制度、予算額が減額しております。

60ページになりますけれども、これは、本年度、第4期対策から第5期対策ということで、対策の期が変わりまして、それに基づいて今年進めてまいりました。ただ、御指摘のとおり、やはり高齢化とか地域の状況が非常に厳しい中で、面積割りということなので、取組面積に応じて予算を減額させていただくということをお願いをしている内容でございます。計数的なお話でございました。

それを踏まえまして、62ページに2つ、農業構造改善事業費の3と4に、中山間農業モデル地区強化事業とスーパー中山間地域創生事業をお願いしているところでございます。

まず、中山間農業モデル地区強化事業については、ちょっと遡りますが、平成28年度に、私も、中山間地域の農業集落等実態調査をさせていただいております。それを、県内の1,399、約1,400の集落に対して、中山間の直接支払いをお取り組みの集落にアンケート調査をさせていただきました。約1,000

通、84%の集落から御回答をいただき、その状況を踏まえて、平成29年度から中山間農業モデル地区支援事業ということで、32のモデル地区を支援しながら取組を進めてまいりました。これについては、大体集落ごとということですので、中山間地域の直接支払いの取組エリアということを進めてまいりました。

その成果については、八代の鶴喰とか山鹿市の岳間、阿蘇の高森地区で成果が上がっておりますので、今事業を組み替えまして、中山間農業モデル地区強化事業ということで、32のモデル地区の支援を継続しながら、このモデル地区育成で得られた成果を県下に広げていきたいということで、強化事業として組替えをお願いしているところでございます。これがモデル地区強化事業のお願いの趣旨でございます。

それを踏まえまして、これまでの取組では、やはり集落ごとということで、少しエリアが狭くございましたので、もう少し広い形でということで、我々、県内の中山間地を牽引していただくということで、エリアとしても大体市町村の旧集落とか学区の区域を想定しまして、前段で申しました中山間のモデル地区を包括するような形の少しエリアを広げて取り組ませていただきたいということと、広告塔ということで、そこには地域の資源がございます。それを再評価して。それともう一つ必要なのは、やはり地域が高齢化している中で、地元の意欲というのがとても大事だと思っておりますので、そこを我々申してますのは、地域の熱意、それと市町村の覚悟、それに、県として、支援ではなくて一緒に伴走支援していくような形で取組をさせていただければと思っております。

それで、我々の仕事は割とハード事業から入っていくものですが、じっくり腰を据えまして、1年間、これ予算を要求させていただきますが、地域戦略という形で、実際のこれからスーパー中山間地域がやろうと

している地域の絵を描いていただく、ここに力を入れていただこうと思っております。具体的に地域戦略というのを策定しまして、そこから必要な展望、それに必要な支援、国庫事業もありましょうし、もし国庫事業とか県単事業でなければ、また新たに予算を次年度お願いしながら、その地域戦略が達成できる、ビジョンが達成できるようなものをつき支援していくような2段ロケット方式みたいな形で考えております。

多少話し過ぎかもしれませんが、前回11月に、被災地についてはなかなか考える余力がないよというお話もございましたので、来年度スタートする地域と再来年度スタートする地域の二段構えぐらいで考えながらやっと思っています。

こういった話でも、スーパー中山間というのはイメージしにくいというのは、予算要求の時もあったんですけども、もう一つは、今コロナ禍で農村回帰の流れというのがございます。要は、地域内でのマンパワーで全然足りないという部分もございますので、農業以外のいろんなところを巻き込んで農村地域に来ていただいて、交流なり定住していただきながら、うまく地域戦略を具現化していけないかなと思っております。

少々長くなりましたけれども、まだ分からぬところあるかと思いますが、私のほうからの御説明は以上です。

○田代国広委員長 もう少し簡潔な答弁を心がけてください。

○笹木森林整備課長 前川委員からですが、森林環境譲与税であったりとか森林経営管理制度の進捗については、今どのような御趣旨だったと思います。

それについて、まず、森林環境譲与税について申しますと、おおむね、県下市町村でR元年度でいくと、4.4億円のお金が県下に譲

与されました。それで、それに対してはおおむね5割ぐらいの事業化が図られておりまして、その後、R2年度でいくと、9.2億円と倍額になりまして、それに対しても5億円ぐらいの事業化がされました。

そして、R3年度でございますけれども、R3年度につきましては、同様に9.2億円のお金が市町村に対して出ますが、それに対して、事業化の見込みが、我々県としても、様々ちょっとこういう事業がいいのではないかという提案をしたこともあり、これがおおむね7割ぐらいまで少し上がってくるという見込みでございます。

やはり、ただ100%にいけばいいんですけども、一方で、市町村のほうも人員的なところもありますので、いきなりその新規事業をどんどんどんどん一遍につくれないという事情も多分あるのではないかとこのところあるのですが、そういうふうに進んできているという状況が一つ森林環境譲与税についてはございます。

あと、次に、森林経営管理制度でございますけれども、9割の市町村が意向調査に着手しまして、我が県の24万ヘクタールの人工林に対して、おおむね2万ヘクタールぐらいの意向調査ができたような状況でございます。

ただ、これは、あくまで市町村としても、とりあえず新しい制度ができて事業に着手したというようなところでございまして、R3年度では、それ以降の、意向調査から後の権利設定だとか、そういうのにまだ3市町村ぐらいしか着手できないような——まだ、その間にも現地を確認したりとかいろいろ作業もございまして、そういう状況でございます。

ちょっと今後につきまして申しますと、半分ぐらいの市町村が、将来の今後10年ぐらいで、意向調査を市町村内それぞれやっていくというのは、平均的な進捗ですけれども、それに対して具体的にどういうところで順々にや

っていくのかというような計画がないようなところは、半数の市町村がそういうような状況でございますので、そこをしっかりと我々県としても、具体的にどういう場所からやっていったほうがいいのかとかいう、そういうところをアドバイスして、計画的に物事を進めていくところを今後まさに取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○前川収委員 まず、中山間の話ですけれども、丁寧に御説明いただきましたけれども、なかなかイメージしにくいというのは、多分私だけじゃなかっただろうと思います、そう感じたのは。ただ、やっぱり危機的状況に中山間地域があるということ、これは人材の問題も含めてでありますけれども、そういう状況になっていることは、共有している認識だと思います。

そういった中で、地元の意向をしっかりと確認しながら事業を進めてくる中で、本当にその地域にプレーヤーがまだいるのかというのが非常に大きなポイントだと思うんですね。農家の若手が、私がやりますよみたいな世界のプレーヤーがなかなか今はいない。それが一番大きな悩みなんですね。

そこで、私の提案的な話なんですけれども、もう既にやってらっしゃるかもしれませんが、それぞれの地域にある農業団体、JAも含めたですね、がやっぱり一部プレーヤーになるというような感覚を持たないと、そう簡単に、中山間地域は地元の人たちだけでやるというのはかなり厳しいんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういうこともお考えいただければなというふうに思いますので、よろしく願います。答弁要りません。

それともう一つ、森林経営管理制度については、意向調査までは割と簡単にできるんで

すね、ほとんど外注にされて。出てきた意向を今度はどうやって森林整備につなげるかということ、ここが一番大きなポイントになります。そこを確実にやっていかないと、この森林環境譲与税というのは生かされていないことになってくるわけでありますから、ぜひ、それは県が、市町村にこれまた伴走型でちゃんとその中に移行していけるようにやっていただきますようお願い申し上げ、私は終わります。

○田代国広委員長 今の関連で、中山間地の関係ですけれども、この中山間農業モデル地区強化事業とスーパー中山間地は、極めて関連性が高い一体的な事業だというふうに理解していいわけですか。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

そういうことでは関連する事業として御理解いただいていいと思っております。

中山間農業モデル地区強化事業は、エリアがちょっと小さめなんですけれども、それを包括する形でスーパー中山間はエリアを広げて取り組んでいこうということで、密接に関連をしていくというふうに考えています。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池永幸生委員 61ページですけれども、鳥獣被害の中で、捕獲するには県の認可が要ると思いますけれども、これを食べやすくするための手法ですね、多分その方たちはどういった形で今おられるのか。

以前一勝地のほうで、鹿肉、イノシシの肉を買い求めることがあったんですけれども、本当に血の抜き方が上手だったんですね。ここに書いてあるように、資源としてやろうと思うならば、どういった――捕る人は、いろんな箱わなとか持っておられるでしょうけれど

ども、それを処理する方法、その人たちがおられるのか、また、そういった方たちに助成金とかそういった形をやっておられるのかを尋ねたいと思います。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

鳥獣被害防止対策につきましては、委員がおっしゃるとおり、最終的には、その捕獲した鳥獣をジビエとして活用するところまで事業として想定をしております。

すみません。資料では、61ページの最下段のところに書いておりますが、処理施設、捕獲から処理、加工までを補助としてしております。県内には、現在処理施設が20ございまして、活動については濃淡ございますけれども、そういった中から、活動が活発なところとかに補助もいたしております。

また、認証制度というのもありますので、そういったものを取っていただきながら、今度は、自家消費ではなくて、ほかのところで活用していただくときに、しっかりした安全、安心な制度を活用させていただいております。これも支援をしております。

むらづくり課は以上でございます。

○池永幸生委員 もう一ついいですか。

63ページの、ちょっとこれはお尋ねですけれども、下段で、農地・水・環境保全向上対策事業費が組んであります。もうほとんど財源は国の財源になるかと思っておりますけれども、これは、俗に言う農地・水という捉え方でいいわけですか。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

昔の制度名が、そういう名称でやっておりましたが、現在、63ページの下段に書いております多面的機能支払いということで、各集落、地域でお取り組みをいただいている内容

でございます。委員が御質問のものと同じ内容だと思っております。

以上です。

○池永幸生委員 これは、財源組んでありますけれども、請求なんかは団体ですか。やっぱり農協を通して、多分あぜ道とか農道とかの整備の形だと思っておりますけれども、そういったやつ、検査はやることはできないでしょうけれども、そういった請求はどういった形で出てくるんですかね。

○後藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

基本的には、市町村を経由して申請をいただいております。それから、市町村のほうは、地域の活動団体にお支払いをするという形になっておまして、それぞれその中で、先ほど言いました水路の管理とか共同活動をやっていただいているということでございます。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○池田和貴議長 申し訳ありません。ちょっと発言を許させていただきたいと思います。

86ページ、森林保全課の保安林管理事業と林地開発許可等の事業、これについてちょっとお尋ねをしたいんですが、一昨年、蒲島知事が、カーボンニュートラル、2050年まで県はやると決めました。

昨年、国のほうも、菅総理がそれを申し上げました。で、県のほうも環境立県政策、これ今計画をやっていってるんですけれども、その大きな柱の中に、再生エネルギーを活用するというのが入っているんですね。

その中で、2030年までについては、風力をかなり増やしていこうという計画になっているというふうに聞いております。風力発電所

の設置場所が、やはり林地開発とか、あとは、その保安林の指定されている地域等が、その対象になってくると思うんですね。そういった意味では、今まで、林地開発の許可等で、どちらかというあまり多くなかったのが、これから国と県の施策によってどんどん増えてくるんじゃないかというふうに思っています。

ですから、この保安林管理業務の中に、そういったことを、視点を入れた上でいろいろ研究をしていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、現実、今そういった話が出ているかどうかをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

○大岩森林保全課長 今国、県挙げて、再生エネルギーの推進が言われております。そういった中で、保安林での土質の形質の変更を行うような開発、あるいは普通林における林地開発、そういったものについての許可の基準等についても、今後どうあるべきかというようなものも検討がなされております。そういったところも国のほうで近いうちに示されることだろうというふうに思っております。

林地開発制度については、土砂災害のおそれ、それに水の確保、景観への影響、濁水、そういったようなものを、審査基準をクリアすると知事は許可しなければならないというふうになっております。そういった審査基準が、国のほうで今見直しをされているところだというふうに思っております。

私たちとしても、市町村、事業者、それと地元の方々、そういった方の御意見を伺いながら、どのように対応していけばいいかというようなこともいろいろ今後考えながら許認可の進めを進めてまいりたいというふうなことで、許認可によって縛るというようなことは一応考えてはございません。そういった地域の意向に沿った形で、推進できるものについては推進していくということで考えて対応し

ていきたいというふうに思っております。

○池田和貴議長 ありがとうございます。そういうふうに国のほうも考えながら施策を今後出していくということで、ただ、やられるのは、公共事業じゃなくて民間の事業としてやられるわけで、やはり事業計画の中で、県とか市町村とか国とかのいわゆる許認可を待つ時間というのが、そのビジネスプランに合うかどうかというのもあると思うんですね。ですから、そこが実際どうなるかということが分からないままずっと引っ張っていくということがないように、やはりある程度の確に、なるべく迅速に答えることができるような、そういったことを準備していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひそこは頑張ってくださいと思います。

それと、これは陸上の林地だけではなくて、風力でいくと、いわゆる洋上風力とかっていうのも国では有力視されてますので、ある意味、その海域の中を使う場合なんかも出てくるでしょうし、もしかしたら一部農地にかかるとかっていうところもあるかもしれませんので、環境アセスですとか、実際、その開発許可の関係で、やはり知見とかそのルールをきちんと準備しながら、そういった時代の変化に対応していけるような体制を取っていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

以上です。

○田代国広委員長 要望でいいですか。

○池田和貴議長 はい、要望で結構です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第44号、第53号、第54号、第84号及び第85号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第44号外4件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号外4件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思えます。

それでは、順次報告をお願いします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、①「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について御説明させていただきます。

この基本方針及び総合戦略は、蒲島県政4期目の令和5年度までの期間で重点的に推進する取組の方向性を取りまとめたものです。

基本方針は、総務常任委員会での付託審議事項となっておりますが、県政全般に関する取組を記載しておりますので、農林水産常任

委員会においても、その概要を御報告させていただくものです。

表紙をおめくりください。

資料左側の基本理念ですが、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する」としています。

この基本理念の実現に向け、基本方針を4つの柱で構成するとともに、具体的な施策については総合戦略に記載しております。

当部関連の主なものといたしましては、1つ目の柱の令和2年7月豪雨からの創造的復興では、施策1として、緑の流域治水をベースとしたなりわい(生業)・産業の再生と創出、施策2として、農林水産生産基盤等の整備や耐災化といった国土強靱化に向けた取組、2つ目の柱の新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応では、施策3として、スマート農林水産業による収益性の高い次世代型農林水産業の推進や基盤整備、販路拡大などによる農林水産業の持続的発展、4つ目の柱の将来に向けた地方創生の取組では、施策2として、農地集積の推進や経営継承、新規就業支援による人材の確保、育成、施策4として、CO₂吸収等に寄与する森林整備や有明海、八代海等の海域環境の改善、有害鳥獣対策の推進などが位置づけられております。

基本理念の一番下に記載のとおり、SDGsの理念、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに沿って取組を推進してまいります。

また、最下段の球磨川流域における緑の流域治水の推進、水俣病問題などについては、県政の長きにわたる重要な課題として、引き続きしっかりと対応してまいります。

今後、PDCAマネジメントサイクルの活用や市町村との連携により、総合戦略に掲げた各施策の着実な推進に取り組んでまいります。

最後に、本日御説明いたしました基本方針の案は、パブリックコメント、また、熊本県地方創生会議の皆様からの意見等を踏まえ作成しております。

続きまして、②“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨からの復旧、復興については、昨年11月に、令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランを策定し、一日も早い復旧、復興に向けて、県庁一丸となって取り組んでいるところです。

これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、熊本地震と同様に、復旧、復興に向けた重点10項目を選定した上で、ロードマップを作成し、今月2日に開催されました第6回令和2年7月豪雨復旧・復興本部会議にて決定、公表いたしました。

なお、本件につきましては、球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものですが、県政全般に関する内容になりますので、農林水産常任委員会においても御報告させていただきます。

右上、1ページを御覧ください。

資料の左側、項目欄を御覧ください。

復旧・復興プランの取組の中から、住民の方々や流域市町村などから特に要望が多かった項目であり、かつ、安全、安心の確保及び生活再建に直結する項目を重点10項目として取りまとめております。

中央には、年度ごとの取組内容をロードマップの形で記載し、右側の欄に令和5年度末に到達するイメージを記載しております。

当部関連といたしましては、まず、2の治山・砂防による山の再生・強化として、出水期までに、治山ダム等の堆積土砂、流木の撤去を緊急性の高い10か所で実施するとともに、令和3年度中に全17か所で撤去を完了します。また、緊急的な治山施設の復旧整備を令和5年度中に完了します。

次に、3の“いのち”を守る防災・減災力の強化の一番下、田んぼダムの取組では、出水期までにモデル地区を選定し、堰板を配布するとともに、令和5年度までに、人吉・球磨地域への取組の普及拡大を図ります。

2ページをお願いします。

当部関連は、7の農林水産基盤の復旧です。

営農用機械、施設、木材加工流通施設等の水産施設の復旧を令和3年度中に完了するとともに、令和5年度までに再建を目指す全ての農林漁業者の生産基盤の復旧を完了します。

今後、このロードマップを基に、取組の進捗管理を行い、復旧、復興をさらに加速させてまいります。

3ページをお願いします。

こちらでは、プランに掲げる持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンの主な取組について、5年、10年という中長期的な取組の方向性を示しています。

当部関連としては、上から2段目の緑の産業・雇用の創出に取り組めます。

森林資源のフル活用として、森林経営管理制度により適切に管理された森林面積の増加や林業担い手確保、育成に取り組むとともに、木材の輸出拡大も図ってまいります。

また、農業、林業のICT化については、スマート農業、スマート林業の人吉・球磨地域全域への展開を目指します。

さらに、再生可能エネルギーについては、ゼロカーボン先進地の創出に取り組めます

引き続き、持続可能な地域の実現に向けた中長期的な取組を進めてまいります。

今後、重点10項目を中心として、復旧、復興の取組の進捗状況につきましては、適宜議会に御報告させていただくとともに、県民の皆様にも広くお知らせしてまいります。

続きまして、③新型コロナウイルス感染症拡大による農林水産物への影響について御説

明させていただきます。

表紙をおめくりください。

緊急事態宣言が発令されていた1月の1か月間で、養殖魚や花卉等の県産農林水産物において、約6.1億円の需要減少が生じています。先議にて御報告申し上げた昨年11月、12月の傾向と大きな変化はありませんが、新たな影響品目として、トマトが加わっております。

引き続き、関係団体とも連携の上、市場動向を注視するとともに、必要な対策を講じてまいります。

農林水産政策課は以上です。

○田代国広委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

○前川収委員 ②の“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について御説明をいただきましたが、その中の3番、“いのち”を守る防災・減災力の強化ということで、田んぼダムという話がありますが、先ほどの議案の中にも、議案書の58ページ、単県農地防災施設管理費の中で、単県農業用ダムの機能強化ということで、強靱化対策の予算で、あさぎり町にあります清願寺ダムの機能強化ということで予算を計上されております。もちろん関連しているというふうに思いますけれども、清願寺ダムがもっと出水を予測しながら、雨を予測しながら、雨が降りそうな前に農業用の用水であっても水位を下げといて、そして雨が降った時に治水機能を増強するというので、今回こういう予算が組まれているんだろうというふうに思います。

今回の一般質問の中でも、増永議員だっただけだと思いますが、いわゆる農業用ダムの活用ということで御提案がございました。

確かに、県内各地、もちろん、この球磨地域だけじゃなくて、県内各地に農業用のダムとか、農業用ため池とか、要するに農業利水施設というのはたくさんございます。その管理が、県営は割と少なく、大規模なものは県営ですけども、ほとんどが市町村営じゃなくて団体営ですね。土地改良区の管理ということになって、なかなか財政的な力がなくて、かなり老朽化しているところがたくさんあるというふうに思っています。

ダムの話が今ありますけれども、例えば、田んぼダムをやるぐらいであれば、ため池だって、予定の水位を下げといて、そこに水を集めるという治水機能だって発揮できるというふうに思うんですけども、できれば、県内の所管が、県だけじゃなくて、市町村営とか、それから団体営も含めたそういった農業利水施設で、防災対策で利用できるようなものがどの程度あって、今それをうまく活用することによれば、防災力が高まるというように実証できれば、そちらの視点からもしっかり改修していかないといかぬと。もうかなり老朽化していますから、改修するための理屈にもなるというふうに、私は、新たな予算づけの理屈にもなるなというふうに思っておりまして、その実態は、すぐにはできないと思いますけれども、徐々にしっかり見詰めていただいて、実態把握をしていただければというふうに思いますが、現状いかがでしょうか。

○清藤農地整備課長 農地整備課でございます。

今委員御指摘のとおり、土地改良施設といえますか、農業利水施設については、大半と申しますか、そのほとんどが、市町村なり、土地改良区なり、地元の利水組合の方たちが管理をされておりますので、それから、併せて、施設も——ため池については、江戸時代に造られたやつがそのままであったりという

ことで、非常に老朽化をしております。

それで、県といたしましては、ため池についてですけれども、昨年施行されましたため池管理法、それからため池工事特措法、この2つに基づきまして、防災重点ため池ということで、下流域に人家とか公共施設がある場合を重要施設と位置づけて、現在指定をしたところでございます。

来年度の予算の中で、この防災重点ため池については、まず、その劣化状況を全てについて把握しようということで、2か年間できちり状況を把握したいと考えているところです。

加えて、その中でも、特に避難拠点施設とか非常に重要な施設が下流域にあるものについては、豪雨とか地震に耐える性能があるかどうかの状況も併せて把握をしていきたいと考えているところでございまして、その結果を見据えて、現在策定作業を進めていますため池の推進計画、こちらの中でしっかり位置づけて、国の予算も十分活用しながら、必要に応じて改修等をやりたいと思っています。それをやることによって、先ほど委員からもあったとおり、その地域の防災施設として、あるいは、その洪水調節の施設として、機能が適切に発揮されるものと考えております。

加えて、今もう一つ、管理者が非常に高齢化しておりますので、その管理を支援するために、来年度梅雨時期前までに、ため池サポートセンターを設置して、管理に対する指導、助言とか、巡回パトロール等による点検の強化、これも併せて実施していったら、土地改良施設あるいは農業水利施設の適正な管理に努めていきたいということで進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○田代国広委員長 いいですか。

○前川収委員 よろしくお願ひします。以上です。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

次に、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和2年度農林水産常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、吉田副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、10項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等をおこなわれますが、ここに上げた10項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、この案でホームページへ掲載したいと思ひます。

なお、掲載までに簡易な文言の修正や最新データへの時点修正等がありましたら、委員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい、一任」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、ほかに委員から何かあれば伺いたいと思ひますが、本日は出席職員が限定されておりますので、この場でお答えできない場合については、後日回答させていただきますが、委員から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをおもちまして、第8回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午後0時16分閉会

○田代国広委員長 なお、本年3月末をもって、久保田農村振興局長、古賀森林局長及び田島技術管理課長の3名の方が退職されます。

この3名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思ひておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、お一人ずつ、一言ずつでも結構ですので、お聞かせいただければと思ひます。

最初に、久保田局長から順にお願いいたします。

（久保田農村振興局長、古賀森林局長、田島技術管理課長の順に退任挨拶）

○田代国広委員長 お疲れさまでした。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私からも一言御挨拶を申し上げたいと思ひます。

1年間、吉田副委員長はじめ委員の皆様方、そしてまた、竹内部長をはじめとする執行部の方々に、良心的に本当に支えていただきまして、おかげをおもちして大過なく今日の日を迎えることができました。心から感謝し、厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

なおまた、今年はコロナで一年中騒いだわけでございますけれども、産業においては極めて厳しい危機的な状況が生まれましたけれども、農林水産業については、ある一定の被害と申しますか、はあったわけでございますけれども、何とか大過なく今日を迎えておるわけでございます。

ましてや、農林水産業は、御承知のように、我々人類が地球上に存在する限り、なくてはならない極めて崇高な産業であります。

これまでも、先般の部長のお話がありましたように、本県は、産出額、生産額と申しますか、4位に上がったということで、本当に皆様方の努力のたまものだというに思っております。

これからも、本県の農林水産業の維持発展にますます活躍されますことを心から期待しながら、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

吉田副委員長からも一言お願いいたします。

○吉田孝平副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

この1年間、田代委員長の下で委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきまして、誠にありがとうございました。また、執行部におかれましても、真摯に対応していただきまして、本当にありがとうございました。

皆様方には、この委員会で議論されましたことを踏まえ、熊本地震、そして7月豪雨からの復旧、復興、さらには、コロナ禍で大変苦しんでいらっしゃる方がたくさんおられますので、各施策を一層推進し、御尽力をいただき、一日も早く立ち直り、さらに発展していきますように、心から御祈念申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。

大変お世話になりました。（拍手）

○田代国広委員長 以上で今日の会議を終わります。

午後0時22分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長